

マネジメント強化の取り組み

古河電工グループは、立場の異なるさまざまなステークホルダーへの責任を着実に果たすため、事業活動を適切にモニタリングし改善することができる仕組みづくりに取り組んでいます。

主なステークホルダーと主な責任



主なステークホルダー	主な責任	コミュニケーション方法
 地球環境	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化ガス排出量の削減 省エネ、リサイクルの推進 生物多様性保全 産業廃棄物の削減 有害化学物質の管理と削減 	<ul style="list-style-type: none"> 各種法規制への対応 地球温暖化防止に関する京都議定書、生物多様性に関する名古屋議定書などへの対応 環境省などの推進する環境運動への対応 生物多様性保全に関してJBIB*を通じた研究、情報交換
 お客様	<ul style="list-style-type: none"> 製品、業務およびサービスの品質維持・向上 社会的に有用な製品・サービスの提供 幅広い技術とノウハウによるお客様課題の解決 	<ul style="list-style-type: none"> 日常取引における対話 WEBサイト、サステナビリティレポート 技術展・展示会における対話
 調達取引先	<ul style="list-style-type: none"> 法令を遵守した公正な取引を通じた健全な関係の構築 「パートナー様向けCSR推進ガイドライン」によるサプライチェーン全体でのCSRの実現 	<ul style="list-style-type: none"> パートナーズミーティング 日常取引における対話 CSRアンケート パートナー評価結果のフィードバック面談
 株主・投資家様	<ul style="list-style-type: none"> 適正な利益の還元 適時・適切な情報開示 企業価値の向上 	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティレポート 株主通信、株主総会 経営説明会、決算説明会 投資家訪問 株主工場見学会
 従業員	<ul style="list-style-type: none"> 人権の尊重 人材の育成と公正な評価・処遇 労働安全衛生とメンタルヘルスを含む健康への対応 多様な働き方、仕事と生活の両立の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 社内報、イントラネット 経営説明会
 地域社会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成 スポーツ・文化振興 自然環境・地域社会との共生 	<ul style="list-style-type: none"> 工場見学会 スポーツ・伝統行事への協力、共催 地域NPO法人の業務支援、NPO法人との協働 里山保全

* 企業と生物多様性イニシアティブ。2008年に設立された、生物多様性の保全をめざして積極的に行動する企業の集まり

コーポレートガバナンス

古河電工は、効率的で透明性の高い内部統制システムを構築、整備することで、経営の健全性の維持に努めています。

取締役会・監査役会

取締役会

当社では、取締役11名のうち2名を社外取締役としています。これは取締役会での議論・決議に社外の視点からの助言や意見を取り入れ、意思決定の透明性を確保し、経営全般に対する監督機能を強化することを目的としたものです。

社外取締役は、商社、事業会社での豊富な経営経験を持ち、多様な観点から有益な提言・指摘をしており、取締役会はこれらを尊重しながら意思決定を行います。このため取締役会は、社外取締役、社外監査役が極力出席できる日に開催するよう配慮するとともに、議題に関して十分に理解を深められるよう数日前に資料を提供し、必要に応じて事前の説明を行うなど、社外取締役、社外監査役が円滑に職務を遂行できる体制を整えています。

なお、役員の報酬等に関する方針や個人別報酬の内容等については、その決定過程での透明性の確保、恣意性の排除のため、社外役員を含む報酬委員会が、取締役会の委任に基づいて決定しています。

監査役会

当社は、監査役設置会社の形態を採用しています。取締役会から制度的に独立した監査役・監査役会を設置しており、その機能を重視しています。また、監査役、会計監査人

と、内部監査部門であるCSR推進本部監査部が、情報・意見交換により連携し、監査機能の強化を図っています。

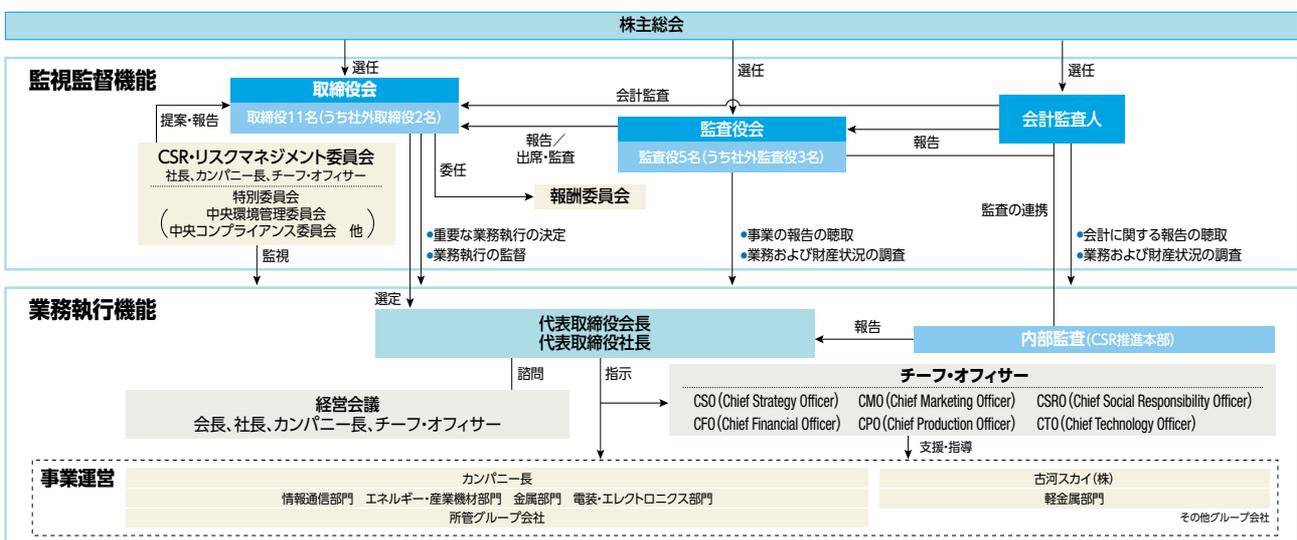
業務執行

当社は、業務執行体制としてカンパニー制およびチーフ・オフィサー制を採用しています。業務執行の最高責任者である社長のもと、事業運営に関してはカンパニー長が、グループ全体の戦略・資源配分・管理などに関してはチーフ・オフィサーが、それぞれ責任者となって業務を執行。これらの業務の状況を、四半期ごとに取締役会に報告しています。

内部統制

当社および関係会社では、職務執行の効率性維持・向上、コンプライアンス、リスク管理、情報管理およびグループ会社管理を目的として内部統制システムを整備・構築し、運用しています。システムの整備はCSR推進本部管理部内部統制推進グループが行い、運営状況の評価や改善にも取り組んでいます。また、金融商品取引法に定められた内部統制報告書については、グループJ-SOX会議およびCSR推進本部が中心となって作成し、当社グループの財務報告における信頼性の維持・向上に努めています。

ガバナンス体制



CSRマネジメント

古河電工グループは、専門部署を設置し、コンプライアンスやリスクマネジメント強化などCSR活動を統一的に推進しています。

CSR推進体制

当社グループは、CSR基本方針に基づき、CSR活動を推進する専門部署であるCSR推進本部と、これを管轄する役職であるCSRO(Chief Social Responsibility Officer)を設けています。内部統制推進、コンプライアンス、リスク管理、安全、環境保全、社会貢献といったCSRの観点から、企業活動全般にわたってモニタリングの充実とCSR関連諸活動の統一的推進を図っています。万一問題が発生した際は、事実関係の調査や原因究明、善後策や再発防止策の策定・実施、対外発表など、必要な措置を迅速に行える体制を整えています。

古河電工グループCSR基本方針

私たちは、古河電工グループ理念に基づき、

- 国際社会の一員として、国内外の法令・社会規範や倫理に従い、社会・地球環境との調和のとれた事業活動を行い、技術革新を通じた社会的価値の創造に努めます。
- すべてのステークホルダー（利害関係者）との健全で良好な関係を維持・向上させ、社会の持続的発展に貢献します。

CSR推進体制図 http://www.furukawa.co.jp/csr/management/csr_manage.htm

リスクマネジメント

リスク管理

当社のCSR・リスクマネジメント委員会では、定期的にリスク調査を実施して、リスクを抽出・評価しています。その中で、全社的に対応すべき重要リスクを定め、対策を推進しています。

CSR・リスクマネジメント委員会事務局は、これらの対策

全社共通重要リスクと重点管理項目(2011年度)

全社共通重要リスク	重点管理項目(2011年度)
① コンプライアンス	① 労働安全
② 品質管理	② 毒物・劇物管理
③ 地震等大規模災害	
④ 情報セキュリティ	
⑤ 関係会社管理	

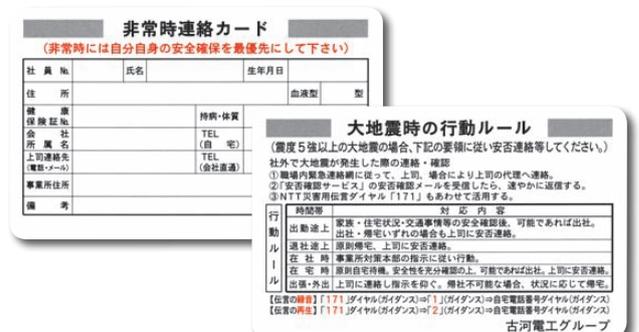
の進捗状況を同委員会・取締役会に逐次報告し、必要であればフォローを受ける仕組みとなっています。

グローバル市場への事業展開に伴い、当社グループが直面するリスクは年々多様化、複雑化しています。今後は、従来のリスクマネジメントの仕組みを再整理し、経営管理と一体となった、より実効性のあるリスクマネジメント体制の構築をめざします。

BCM(事業継続マネジメント)活動

当社グループでは、事業継続マネジメントシステム(BCMS)を整備し、これに基づいてグループ全体でBCM活動を進めています。

2011年度は、東日本大震災対応での反省点を抽出すべく、全社震災事後アンケートを実施しました。これによって得られた意見を基に、「危機管理規程(全社規程)」と「緊急対策本部設置・運用マニュアル(CSR標準)」を見直し、新たに「非常時連絡カード」を作成しました。



非常時連絡カード

さらに、平塚事業所で「東海地震を想定したBCP訓練」(10月)、千葉事業所で「首都直下型地震を想定したBCP訓練」(11月)、本社で「首都直下型地震を想定した初動対応訓練」および「緊急対策本部訓練」(12月)をそれぞれ実施。上記の規程、マニュアル類の実効性を確認し、想定討議を行いました。この結果をグループ全体の防災・BCM活動の推進組織である中央防災・BCM推進委員会で審議し、再度の規程・マニュアルの改訂に向けて手続きを進めています。

また、2011年10月にタイで発生した洪水では、関係会社4社が冠水被害に遭い、一時的に生産を停止しました。2ヶ月以内に代替生産への切り替えを実施しましたが、リスク対応が不十分であったことを反省し、この経験を今後のBCM活

動の改善に役立てていきます。

こうした取り組みが認められ、2012年4月には、内閣府所管の特定非営利活動法人 事業継続推進機構(BCAO)のBCAOアワード2011※「優秀実践賞」を受賞しました。「委員会活動を通じて全社的にBCM活動を推進していること」「策定したBCPが実際に活かされ、東日本大震災で被災した事業所の早期復旧を実現したこと」「その経験を積極的に社外に発信していること」の3点が評価されたものです。

※日本国内で、事業継続(BC)活動の普及・実践に貢献した個人や団体を表彰するアワード



表彰式の様子

コンプライアンス

グローバル・グループとしてのコンプライアンスの浸透

当社グループでは、海外拠点を含むグループ全体でコンプライアンス強化に取り組んでいます。取り組みにあたっては、グローバル展開による事業環境の変化や、国際社会でのコンプライアンスの位置付けの変化を把握するとともに、国際行動規範を考慮しています。

2011年度は、2011年3月の「古河電工グループCSR行動規範」改訂に伴い、その手引き書である「古河電工グループCSR・コンプライアンス・ハンドブック」の第4版を発行しました。また、海外関係会社でグループ理念・行動規範を浸透

させるため、中国・東南アジアで意見交換会を開催したほか、ハンドブックの国際版・中国エリア版を発行しました。さらに、各国競争法を遵守するために海外関係会社が実践すべき内容を示した「競争法コンプライアンスガイド」を日英対訳で発行。その内容をグループ全体で共有し、競争法違反の再発防止に取り組みました。

中国・東南アジアでの意見交換会

2011年8月、当社CSR推進本部主催の「内部統制説明会／コンプライアンスに関する意見交換会」を上海・天津・バンコクで開催しました。当日は、中国・東南アジア地区の関係会社から代表者が出席し、「古河電工グループCSR行動規範」の改訂について説明を受けたあと、グローバル・コンプライアンスの推進に関して意見を交換しました。



意見交換会(中国・天津)

贈収賄防止

近年、米国海外腐敗行為防止法(US Foreign Corrupt Practices Act)や英国贈収賄防止法(UK Bribery Act)をはじめとして、贈収賄に関する法規制とその執行が世界的に強化されてきています。これに伴い、グローバルに事業を展開する企業では、贈賄リスクへの対策がこれまで以上に重要になっています。

当社グループでは2011年度に、海外関係会社を対象とした贈賄リスク調査を実施して、どの程度贈賄リスクにさらされているのか現状を把握しました。また、2012年4月に「古河電工グループ贈収賄禁止基本方針」を制定し、周知しました。

今後はグループ共通のガイドラインの作成や啓蒙活動に取り組み、グループ全体での贈収賄リスク管理体制の構築を図ります。



国際版と中国版エリア版のCSR・コンプライアンス・ハンドブック(表紙)

CSRマネジメント

モニタリング

コンプライアンス自主点検活動

当社では、毎年10月・11月をコンプライアンス月間と定め、コンプライアンス推進活動を展開。期間中の活動の一つとして「コンプライアンス自主点検活動」を行っています。

2011年度は、「独占禁止法」、「派遣・請負業務」、「下請取引」、「労働安全」の4つのチェックシートを活用して、部門ごとに自主点検を実施しました。今後もチェックシートの対象分野を拡大し、活動の充実に努めます。また関係会社に対してもチェックシート情報を展開し、グループ全体の意識向上を図っています。

コンプライアンス意識調査

当社と関係会社で、従業員を対象とする「コンプライアンス意識調査」を隔年で実施しています。従業員のコンプライ

アンスに関する意識や理解度を測定するとともに、従業員にコンプライアンスに関する「気付き」を促すことを目的としたものです。2011年度は当社の従業員約5,400名を対象に調査を実施しました。2012年度は、この調査結果を基に、さらなるコンプライアンス浸透とリスク管理強化に取り組んでいきます。

コンプライアンス教育

当社グループでは、新入社員から役員までのあらゆる階層別教育にコンプライアンス教育を組み込んでいます。このほかにも、独占禁止法に関する講習会といったテーマ別の集合研修やeラーニングを実施するなど、グループ全体でコンプライアンス教育に取り組んでいます。

 2011年度のコンプライアンス教育
<http://www.furukawa.co.jp/csr/management/comp.htm>

独占禁止法違反問題に関するご報告

当社は、自動車用ワイヤーハーネス製品取引に係る競合他社とのカルテルに関し、2011年9月に米国司法省と司法取引契約を締結し、その後の裁判手続きにおいて罰金2億米ドルの支払いが確定しました。同製品取引に関してはEUなど各国競争法関係当局による調査が継続しているほか、日本においても、同製品取引に関する公正取引委員会の命令が2012年1月に出され、当社は同命令の名宛人ではないものの、命令中において違反行為者として認定されました。

また、建設・電販向け電線・ケーブル製品の取引に関しては、2011年7月に当社国内子会社2社が独占禁止法に違反していたとして、公正取引委員会より排除措置・課徴金納付命令を受けました。電力ケーブル製品取引に関しては2011年7月、持分法適用関係会社である株式会社ビスキャストと当社が、EU競争法当局からそれぞれ異議告知書^{*}を受け、以降調査が継

続中です。

当社は2009年12月10日の「独占禁止法違反問題に関する第三者調査委員会」の報告書公表までに、社外弁護士による調査等で判明した全ての独禁法違反が疑われる行為を停止・根絶しており、同委員会の提言に基づく再発防止策をグループ全体で実施してまいりました。上記の一連の処分、調査等は、2009年12月以前の過去の事案に起因するものでありますが、関係の皆さまには長期間にわたって多大なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後も信頼回復に向け、当社および国内外の当社グループ各社において、引き続きコンプライアンスを徹底してまいります。

^{*}異議告知書とは、欧州競争法違反の疑いに関する欧州委員会の暫定的な見解を示し、当事者の意見を求めるものです。調査途中の文書であり、最終決定ではありません。